

矢上小学校いじめ防止基本方針

(制定：平成25年12月 / 改定：令和7年4月1日、令和8年4月1日)

第1章 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」

○被害児童と加害児童の人間関係

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級やクラブ・委員会の児童や、登校班、塾、スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団など、当該児童と何らかの人間関係を指す。

○心理的な影響を与える行為

仲間外れ、集団による無視をされる、ネット上で誹謗中傷やいやなことをされる。いやなことや恥ずかしいこと・危険なことをされたりさせられたりする。言葉によるいじめ：ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。

○物理的な影響を与える行為

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(2) いじめを防止するための基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝です。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会の願いであり、豊かな未来実現に向けて最も大切なことです。子どもは人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見します。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できます。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる原因ともなりかねません。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけではなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要があります。

- ・いじめは、どの集団にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件です。
- ・いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題にせず、広く社会全体で取り組む必要があります。
- ・子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要があります。
- ・子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努めます。

第2章 学校いじめ防止対策委員会の設置

① 委員会の構成

校長・副校長・児童支援専任・教務主任・学年主任・養護教諭

SC や SSW 等の専門職（いじめの認知の視点や、いじめを受けた児童の回復状況の確認や支援について助言をもとめることができる）

② 運営

ア 月1回を常設とする

イ いじめの疑いのある段階で、臨時で開催することができる

ウ 学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじめの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う

エ 校長の責任の下、会議録を作成、保管するとともに毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書による報告する

③ 活動内容

ア未然防止・早期発見

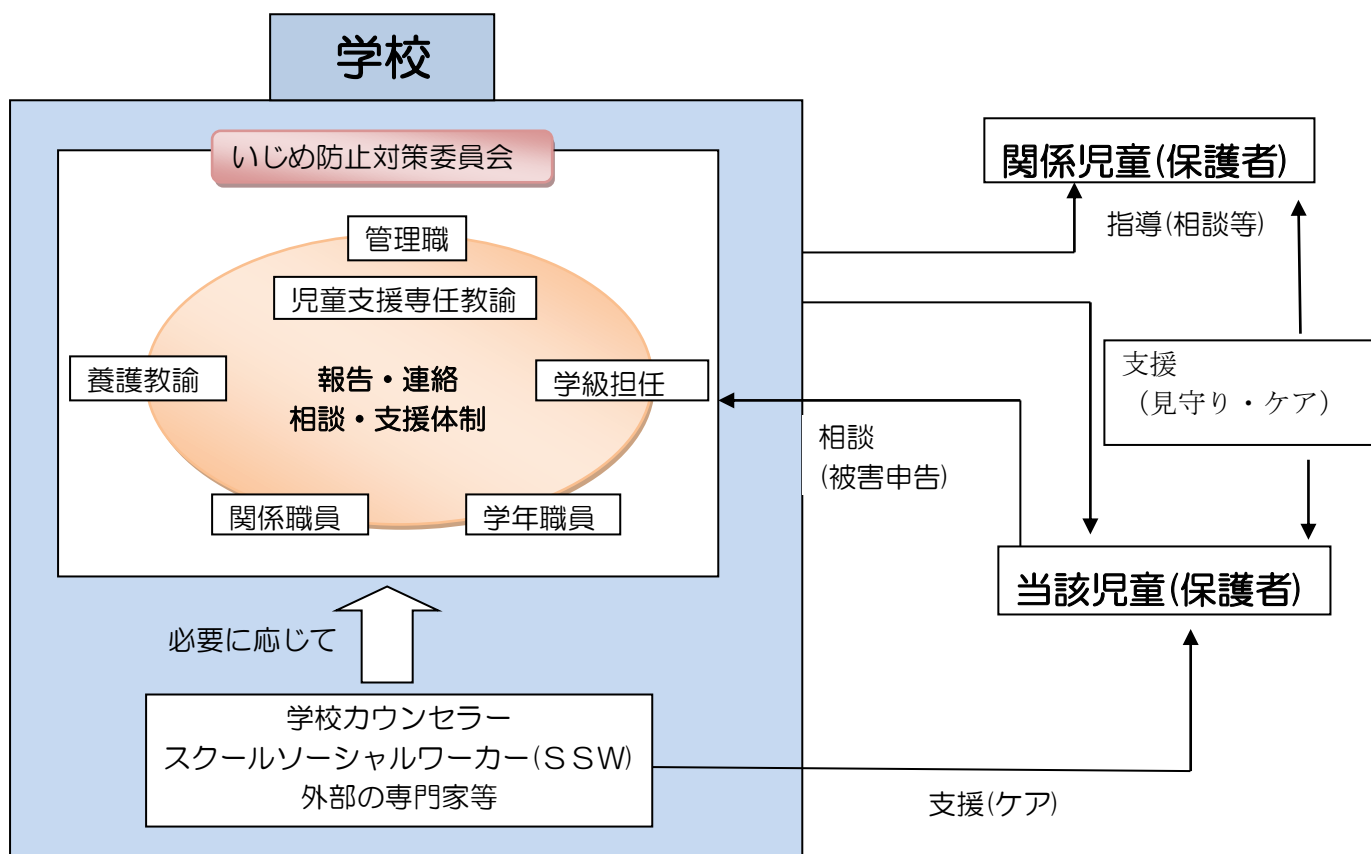
- ・いじめの未然防止のため、いじめの起きにくい・いじめをゆるさない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童、保護者に周知
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う

イ事案対処

- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する

ウ取り組みの検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施を行う



第3章 学校教育活動全体と連動したいじめの防止等の取組の年間計画（予定）

月	取組内容	
4	年間計画と重点指導内容の確認、引き継ぎ いじめ・児童理解研修 特別支援教育ファイルの確認	入学式、学級開き、保護者説明会、学年集会、 地域訪問
5	Y-P アセスメント実施準備	まち懇「いじめ防止への取り組み」説明 主任児童委員連絡会
6	児童実態把握 Y-P アセスメント実施 YP 入力・学年研で検討・分析	学・家・地連（基本方針説明）
7	横浜こども会議（中学校ブロック内話し合 い）	
8	専任教諭夏季研修に基づく校内研修 横浜こども会議（港北区内話し合い）	
9	横浜こども会議の発表 アンケート実施	個人面談 横浜こども会議をもとにいじめなくす取り組みに ついて校内に問題提起をする 主任児童委員連絡会
10	教育相談	
11	Y-P アセスメント実施 中学校ブロック定例会	YP 入力・学年研で検討分析 サポート体制見直し・改善 主任児童委員協議会
12	人権週間・いじめアンケート	人権週間クラスでの話し合い・振り返り 個人面談
1・2		まち懇 主任児童委員連絡会、学校説明会
3	年間の振り返り 引き継ぎ 新年度準備	学年引き継ぎ準備
年間	いじめ防止対策委員会（月一回定例・臨時）人権児童指導委員会・職員会議・学年会での情報共有	

第4章 基本的な対応方針

(1) いじめ未然防止への取組

① 居場所づくり

児童がだれでも安心できる自己存在感や充実感を感じられるような場所や機会を意図的に提供する授業づくりや集団づくりを大切にします。行事等はもちろん、日々の授業においても、すべての児童が活躍できる場を意図的につくるような授業の組み立て方や進め方を工夫し、実践していきます。(だれもが安心して発言できる環境づくり)

② 絆づくり

児童が主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を児童全員が感じ取れる場や機会をつくることを大切にします。

(委員会活動、係活動、たてわり活動など)

③ 人権教育の充実

人権尊重の意識を高める取組の推進をします。(人権週間や人権集会を通して、人権意識を高める)

④ 道徳教育の充実

人としてのよりよい生き方をめざすための道徳教育の充実を図ります。

⑤ 表現活動の充実

運動会や学習発表会などの活動を通し、個々の表現を高めることでお互いに認め合い、ともに表現することのよさを大切にします

⑥ 一人ひとりが大切にされる魅力ある授業づくり

「個性の尊重」「相互理解」という視点から、児童の発想や感覚を新鮮なものに感じる教員の感性を磨くことで、生き生きと自らの感覚や発想を表現する児童の活動を導き出します。また、学習の過程において児童が相手を知り、そしてそのことを相手に伝えるという相互理解の場を工夫していきます。

⑦ 学校行事や体験学習への主体的な取組

全ての児童の個性が輝き、相互に学び合い、認め合う関係が成り立ち、だれもが安心して自己を表現し、温かく受け入れる親和的な学級づくりをすることで、問題が起きた時に自分自身で主体的にその問題を乗り越え、解決しようとする意欲を育てます。

⑧ 教育相談の実施

全職員が、あらゆる教育活動を通して適時、適切に行います。児童の抱える問題を見過ごすことなく早期に発見し、悩みが深刻化しないよう組織的に行っていきます。

(2) いじめの早期発見(大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識)

① 教育相談週間を定期的に設定することで、深刻な状態になる前に早期に対応します

② 情報を共有することで、いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくりを推進します。

③ YP アセスメント・生活アンケート・全市一斉のアンケート(いじめ解決一斉キャンペーン)一人一台端末やスグール等を利用したアンケートを行うことで、複数の目による定期的な児童の心の状態をチェックします。

④ 児童支援専任や SC・SSW の活用により、日頃から児童が気軽に相談できる機会の設定や窓口を設けます。

⑤ インターネットを通じた、いじめへの対処及び情報モラル教育の推進を図ります。

⑥ 学校は、保護者はパートナーという基本認識をもち、地域、関係諸機関と連携していきます。

(3) いじめに対する措置(いじめの疑いがあった段階で)

いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針、記録 組織的な対応を行います

① 初期対応

- 当該児童からの丁寧な聞き取りと心のケア
- 当該児童の意向を生かした正確な実態把握と関係児童への聞き取り及び指導
- 当該児童の保護者への説明及び意向の確認
- 当該児童の保護者の意向を生かした関係児童の保護者への説明及び指導の依頼

- ② 当該児童及び保護者への支援
 - ・当該児童の心情を理解したうえで、事実を正確に把握するとともに、当該児童の安全・安心の確保に全力をつくします。また、保護者との信頼関係を大事にし、いじめ克服に向けた連携を取ります。
- ③ 関係児童及び保護者への指導・支援
 - ・関係児童に事実を正確に認めさせ、二度と同じことをしないという気持ちを醸成します。また、関係児童の背景にある不満・不安・ストレスを認識し保護者ととも今後の関係児童の心の安定について一緒に考えていきます。
- ④ 状況に応じて関係機関(警察・児童相談所等)との連携を図ります。
- ⑤ 開かれた学校づくりを推進し、日頃から学校の教育活動や児童の様子を発信し、保護者や地域社会からの理解や協力を得るように努めます
- ⑥ いじめが解消されても長期的に見守りを続けます

(4) いじめの解消の要件

- ①いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人と保護者に確認する

(5) 教職員の研修

研修会を通して、教職員一人ひとりが、いじめという問題に対する認識や取り組み姿勢、日頃の取り組みについて、改めて自己点検を行うとともに、話し合いを行う中で全職員が共通認識をもちます。また、理念のみの話し合いでなく、実態に即した指導の振り返りや具体的な指導目標の設定と共有を図ることで教職員の人権意識をより高めていきます。

(6) 地域、PTA との連携

- ・「『まち』とともに歩む学校づくり懇話会」「主任児童委員連絡会」「PTA 実行委員会」等と連携し、いじめ問題や学校が抱える課題等を保護者・地域と共有し連携・協働して取り組みます。
- ・人権週間での取組をふまえ、4～6年生の代表児童を中心として矢上っ子人権会議を開催。地域コーディネーター、民生児童委員の方々を交えて意見交換をした。(R7年度)

矢上っ子人権会議で児童が考えたいじめ未然防止のためにできること

- ① 相手の立場に立って行動する

相手の気持ちを考えてから行動しよう！行動する前に考えよう！
- ② 自分から注意をする

ふわふわ言葉で注意をしよう！
- ③ 自分から声をあげる

嫌なことは嫌とはっきり意思表示をしよう！頼れる人に相談をしよう！
- ④ 仲間と思いやりをもって行動する

友達の意見を肯定的にとらえよう！みんな仲間だよ！
- ⑤ 嫌な状況をつくらないようにする

一人で嫌な思いを抱え込ませないようにしよう！
- ⑥ 前向きに物事を考えよう

ストレスがたまったら自分の好きなことをして気持ちを切り替えよう！ポジティブ思考が大切！

第5章 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事項の定義は「いじめにより当該学校に在席する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている

【発生の報告】

重大事態と思われるいじめ案件が発生した場合には、直ちに横浜市教育委員会に報告する

【調査の進め方と結果の提供及び報告】

学校主体調査は概ね3か月以内に終わることを目指し、調査によって明らかになったいじめの事実関係について児童生徒及び保護者に説明のうえ、教育委員会に報告する

第6章 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、すくなくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる

相談窓口

一般教育相談：045（624）9414 横浜市教育総合相談センター

24時間安心子どもSOSダイヤル：0120-078310（24時間 365日）

学校生活あんしんダイヤル：045-624-9081（火～金 9：00～17：00）

横浜市青少年相談センター：045（260）6615

電話児童相談室：045（260）4152（月～土9：00～17：30 土曜日は16：30）

横浜いのちの電話：045（335）4343（土日祝日含む8：00～22：00）

北部児童相談所：045（948）2441

こどもの人権110番：0120-007-110（月～金8：30～17：15）

矢上小学校；045（563）6500 児童支援専任教諭

いじめのサイン

- 家庭でも子どもの発する小さなサインを見逃さずに、早期に対応することが大切です。次のような様子が見られたら、すぐに学校に連絡してください。学校と家庭の連携を密にすることで、迅速に対応します。

観点	子どもの様子
行動	<ul style="list-style-type: none"> • なかなか起きてこない、登校をしぼる、遅刻が多くなる • 学習意欲が低下する • 「クラスを替わりたい」「転校したい」などこぼす • 友達関係が変化し、誘い、呼び出し、外出が多くなる • お金を持ち出したり、頻繁に要求したりするようになる • 電話を受けた後落ち着かない • 家族や物にあたるが多くなる • そわそわして落ち着かない
表情や態度	<ul style="list-style-type: none"> • 元気がない、食欲がない、眠れない、よくため息をつく • 口数が減り、学校や友達の話 avoid するようになる • 外に出たがらない、部屋に閉じこもる • ぼんやりしたり、ふさぎこんだりしている • おどおどしたり、いらいらしたり不安定な精神状態になる • 急に甘えてきたり、はしゃいだりする
身体	<ul style="list-style-type: none"> • あざやかすり傷がある（聞くと「転んだ、ぶつけた」などと説明する）
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> • 持ち物等に落書きや汚れ、破損等が見られる • 見た覚えのない品物を持っている、大切な物がなくなる
服装	<ul style="list-style-type: none"> • 服が破れていたり、汚れたりしている（理由を言いたがらない）
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 携帯電話やスマートフォンに頻繁に連絡が入るが、出ない • 携帯電話やスマートフォンの着信をすごく気にする

●いじめている側にも変化があります

行動	<ul style="list-style-type: none"> • 暴力的な言動が目立つ • 金銭の使い方が荒くなる • 時間にルーズになる • 友だちを中傷する言動が目立つ
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> • ふだん持っていない物を持っている